

邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している
企業・団体が参加した事業の情報を
お知らせします

ORCP
NEWS vol.43

第一生命保険株式会社 睡眠講座
～快眠生活で健康に～



睡眠不足は集中力や注意力の低下、生活習慣病の発症リスクを高めます。健康的な生活を送るために快眠生活を身に付けてみませんか。

- ▶日時 2月24日(木)午前10時～11時
- ▶会場 役場3階大会議室
- ▶対象 おおむね65歳以上の人
- ▶内容 上質な睡眠を取るためのポイントなどを学ぶ
- ▶定員 電子申請15人(先着順) 電話申込15人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 飲み物
- ▶参加方法 電子申請または電話で申し込み
- ▶申込開始 2月16日(水)午前10時
- ▶申込・問合先 役場福祉介護課 ☎47-5045 電子申請



～地域と手をつなぐ活動～ VOL.11

邑助けネットワーク
活動報告

このコーナーでは邑助け
ネットワークの活動内容
をお知らせします

中野東小区協議会
買い物ツアー

買い物後の食事もツアーの醍醐味

1月9日、中野東小区の人たちが買い物ツアーへ行きました。参加者の小島和子さん(新中野・33区)は「買い物はいつも近くの店舗になってしまい買うものも固定化しています。買い物ツアーは、普段行くことのないお店で買い物ができるので、とても助かっています。また、いつもは1人で食べる食事も大勢で食べられるので、みんなと話もできていつも以上に食事が楽しくなります」と話していました。



買い物ツアーの始まりは集合写真から

邑助けネットワークに参加、利用したい人は
こちらにご連絡ください▶役場福祉介護課 ☎47-5045

次回の掲載は5月号を予定しています

自転車

安全で快適な生活環境を確保
自転車などの放置の防止に関する条例

- ▼件名 邑楽町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例
- ▼施行日 4月1日(木)
- ▼概要 町道や駅前駐輪場などの町有地などにおける自転車など(自転車、原動機付自転車、大型自動車一輪車、普通自動車二輪車)の放置の防止および適正な処理について必要な事項を定めています
- ▼町の責務 町は、相当の期間にわたって放置されている自転車などの撤去および保管を行い、所有者に引き取るよう通知します。また、期限内に引き取り

のない自転車などについては、所有者が町に帰属し、処分を行います
▼その他 詳細は町ホームページを確認してください
▼問合先 役場総務課 ☎47-5018
町ホームページ



自転車の放置はしないでください

子ども

現在利用している人も、年度ごとの申請を
令和8年度町立児童館の利用登録

4月からの児童館の利用申し込みを受け付けます。登録には「一般児童」「留守児童」の区分があり、利用希望者は直接各施設に問い合わせください。
▼一般児童 小学校の放課後に児童館を利用できます。
▼利用時間 放課後午後5時～午後6時30分
▼登録方法 各児童館にある申込書に記入し、提出してください。

施設名	学校区	電話番号
南児童館	長柄小学校	☎ 88-2258
北児童館	高島小学校	☎ 88-3715
中央児童館	中野小学校	☎ 88-6135
東児童館	中野東小学校	☎ 88-1360

令和8年度 がん検診が一部変わります

令和8年度から、国の指針を踏まえ、がん検診の一部を見直します。
※検診が受けられなくなるわけではありません。



クーポン

婦人科検診

無料クーポン券
対象年齢が変更

無料クーポン券が届く年齢が変わります。検診が受けられなくなるわけではありません。

子宮頸がん	21歳(年度末年齢)
乳がん	41歳(年度末年齢)



前立腺がん検診

2年に1回
(偶数年齢男性)に

令和8年度から受診間隔を整理。偶数年齢の男性のみが対象になります。

対象者	50～80歳の偶数年齢の男性
-----	----------------



胃がんリスク検診

血液検査による
リスク検診は終了

血液検査によるリスク検診(血液検査)は終了。効果が確認されている胃がん検診に一本化します。

※今回の3つの変更は、国が示すがん検診の指針や最新の知見を踏まえ、検診の効果や公平性を考えて行うものです。町民の皆さんが、今後も安心してがん検診を受けられる体制づくりを進めていきます。

問 役場健康づくり課(保健センター) ☎88-5533

広聴

パブリックコメント(意見募集)を行います
邑楽町耐震改修促進計画の改定

- ▼件名 邑楽町耐震改修促進計画
- ▼閲覧期間 2月13日(金)～3月13日(金)
- ▼閲覧場所 役場建設環境課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館
- ▼閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間
- ▼意見の受付 対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤 ②町内に事務所・事業所がある ③その他本件に対して利害関係がある

- ▼提出方法 次のいずれかの方法で提出
①郵送 〒370-0692(住所記入不要) 邑楽町役場建設環境課宛 ②☎88-3247 ③✉const-env@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参
- ▼受付期限 3月13日(金)
- ▼その他 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場建設環境課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)
- ▼問合先 役場建設環境課 ☎47-5031

申請

町と取り引きを行う事業者の人へ
小規模契約希望者登録申請の受け付け

- 令和8・9年度の登録申請を受け付けます。令和6・7年度に登録している事業者も改めて申請が必要です。
- ▼対象 ①～⑥全てに該当する事業者
①町内に主な事業所がある ②邑楽町に競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない ③契約を締結する能力があり、破産していない ④業務を行うために必要な資格や許可を取得している ⑤町税に未納がない ⑥暴力団員および暴力団関係者でない
- ▼契約範囲 工事200万円以下、物005

- 品購入150万円以下、借入れ80万円以下、その他委託など100万円以下
- ▼登録期間 令和8・9年度(2年間)
- ▼申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、町税の完納証明書と暴力団排除に関する誓約書を添えて申し込む ※所定の書類は役場財政課、町ホームページにあります。完納証明書は役場税務課で発行(一通300円)。
- ▼申請期間 3月2日(水)～23日(金)
- ▼申込・問合先 役場財政課 ☎47-5005